

○財務省告示第百九十一号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成二十六年五月十五日に発行した利付国債の発  
行条件等を次のとおり告示する。  
平成二十六年六月十日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号  
利付国庫債券（三十年）（第四十  
二回）  
二 発行の根拠  
法律及びその  
法律第二十三年法律第七十五号。  
の  
法律第二十三年法律第七十五号。  
の  
法律第二十三年法律第七十五号。

三 振替法の適用等  
社債、株式等の振替に関する法  
律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。の規定  
の適用を受けるものとし、その  
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法  
（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）、価格競  
争入札と同時に行われる入札で  
あって、財務大臣が各国債市場  
特別参加者ごとに応募限度額を  
定めるものによる発行（以下「国  
債市場特別参加者・第I非価格  
競争入札発行」という。）及び価  
格競争入札の募入の決定をした  
後に行われる入札であって、財  
務大臣が各国債市場特別参加者





十 十  
三 二

十 一  
ロ イ

の 経 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 入 価 発  
払 過 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 札 格 行  
込 利 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 発 競 価  
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 行 争 格

十 額 十 額  
三 面 錢 面  
錢 金 以 金  
額 上 額  
百 の 百  
円 そ 円  
に れ に  
つ ぞ つ  
き れ き  
九 の 九  
十 応 十  
九 募 九  
円 価 円  
八 格 八

(一) 年

一 七 パーセント  
募 入 決 定 の 通 知 を 受 け た 者  
は 、 払 込 金 額 に 加 え 、 次 の 算  
式 に よ り 規 定 出 した 金 額 を 第 二  
十 号 の 規 定 する 期 日 に 払 込  
む も の と する 。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 17}{100} \times \frac{56}{365}$$

(二)

係 属 所 得 税 が 振 替 口 座 徴 収 さ れ る  
も の と し て は 又 は 記 録 さ れ る  
座 に 記 載 した 前 記 算 式 の 金 額  
に つ い て は 又 は 記 録 さ れ る  
よ り 算 出 した 金 額 一 五 該 金  
額 に 行 金 額 (一) の 十 三 該 乗  
を 発 行 時 額 に 加 算 し 該 債  
が 非 居 住 者 にお いて は 又 は 前  
記 (一) の 法 算 式 に 該 者

十四 初期利子

より算出した金額に当該非居  
住者又は外国人が適用を受  
ける所得税の税率を乗じた金  
額）を控除することができる。

平成二十六年九月二十日を支払  
期とし、次の算式により算出し  
た金額を支払う。ただし、支払  
期が銀行休業日に当たるとき  
は、その翌営業日に支払う（以  
下、次号及び第十六号において  
規定する期日について同じ）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.7}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五 第二期以後の利子

毎年三月二十日及び九月二十  
日を支払期とし、各支払期にお  
いて、その日以前六月間に属す  
る利子を支払う。

十六 償還金  
十七 償還金  
十八 元利金

平成五十六年三月二十日  
額面金額百円につき百円  
日本銀行

十九 払入札参加

財務大臣から通知を受けた者

二十 払込期日

平成二十六年五月十五日